

任期満了に伴う第23回参議院議員通常選挙が本年7月に予定されています。今回の選挙では、北海道選挙区選出議員選挙と比例代表選出議員選挙の2種類の投票をしていただきます。北海道選挙区選出議員選挙の投票用紙には、候補者個人の氏名を記入していただき、比例代表選出議員選挙の投票用紙には、候補者個人の氏名を記入していただくか政党名またはその略称を書いて投票します。この選挙は、私たち国民が政治に参加する最大の機会です。自分でよく考え、責任を持って大切な一票を投じましょう。

■期日前投票
仕事の都合や旅行などで、投票日の投票が困難な人は、選挙の公示日の翌日から投票日の前日までの期間に、期日前投票ができます。なお、投票所にお越しの際は、「投票所入場券」を持参してください。

◇期日前投票期間
公示日の翌日から投票日の前日
午前8時30分～午後8時

◇期日前投票所
役場2階会議室

■入院中の人は…
北海道選挙管理委員会が指定した病院や老人ホームなどに入院・入所中の人は、施設内で不在者投票ができます。詳しくは、入院・入所先の施設にお問合せください。

■町外に滞在中の人は…
滞在先の選挙管理委員会へ、不在者投票ができます。事前に、豊頃町選挙管理委員会へ投票用紙を請求してください。

あなたの一票大切に…… 第23回参議院議員通常選挙が 7月に予定されています

■体が不自由な人は…
体が不自由で投票所に行けない人は自宅郵便による不在者投票ができます。この方法で投票できる人は、身体障害者手帳または戦傷病者手帳をお持ちの人（要件があります）、介護保険被保険者証に要介護5と記載されている人であらかじめ「郵便等投票証明書」の交付（町選挙管理委員会に申請）を受けていることが必要です。

■入場券を確かめて
投票所入場券は、ハガキまたは封書で世帯分を郵送します。名前、投票所を確認のうえお越しください。また万一、破損、紛失した場合でも、投票所で係員に申し出ていただければ投票できます。詳しくは豊頃町選挙管理委員会（豊頃町役場内 ☎(574) 2211）までお問合せください。

国民年金からのお知らせ

あなたも年金を増やしませんか？

20歳から60歳までの40年間保険料を納めた人が、65歳から受給する老齢基礎年金は満額で786,500円です。老齢基礎年金制度に上乗せして年金額を充実させるには「付加年金」「国民年金基金」などの制度があります。これらの制度に加入すると、納めた保険料や掛け金は全額社会保険料控除の対象となり、所得税や住民税が安くなるというメリットもあります。

1 付加年金 ～ちょっと増やせる～

国民年金基金に加入していないことが条件になりますが、自営業者などの国民年金の第1号被保険者の方は国民年金保険料を納付する際に、月額400円の付加保険料を納めると、老齢基礎年金受給時に、200円×付加保険料納付済期間の月数で算出した額が加算されます。この様に、納付額がいくらであっても、65歳から国民年金をもらいはじめて、2年で元が取れる計算です。

例えば、付加保険料を10年間（120月）納付したとします。
【納めた総額】 400円×120月＝48,000円
【1年間に支給される額】 200円×120月＝24,000円

2 国民年金基金 ～選んで増やせる～

第1号被保険者の方は、サラリーマンや公務員（第2号被保険者）と違い、国民年金にしか加入していませんので、国民年金に上乗せして厚生年金に加入しているサラリーマンと比べると、老後に受けられる年金額にも大きな差が生じます。この年金額の差を解消するために、第1号被保険者の方が加入できる国民年金に上乗せできる年金としてできたのが国民年金基金です。国民年金基金に加入すれば、第1号被保険者の方の年金も「国民年金」と「国民年金基金」の「二階建て」のしくみとなり、ゆとりある老後資金を準備できます。国民年金基金の年金（給付）の型には、年金額や受け取り期間、遺族一時金の有無、受け取り開始年齢の違う7種類の年金があります。それぞれの特徴を活かして自分にあった年金プランを作ることができます。加入の仕方や掛け金については、北海道国民年金基金に直接お問い合わせください。※国民年金基金は、国民年金の任意加入被保険者と農業者年金加入者の方は加入できません。

3 過去に保険料の納付を免除された期間はありますか？ ～追納で増やせる～

保険料の全額免除や一部納付等の承認を受けた期間は、保険料を全額納付したときと比べ、将来受け取る年金額が少なくなります。そこで、これらの期間は、10年以内（平成15年7月分は平成25年7月まで）であれば、あとから保険料を納めること（追納）ができます。ただし、保険料免除等の承認を受けた期間の翌年度から起算して、3年度目以降に保険料を追納する場合は、当時の保険料額に経過期間に応じた加算額が上乗せされます。平成25年度中に追納する場合の加算額を加えた追納額は、右表のとおりです。

免除の承認を受けた年度の保険料を平成25年度に追納する場合の月額

	全額免除	3/4免除	半額免除	1/4免除
平成15年度	1万4,860円	-	7,430円	-
平成16年度	1万4,640円	-	7,320円	-
平成17年度	1万4,690円	-	7,350円	-
平成18年度	1万4,750円	1万1,050円	7,370円	3,680円
平成19年度	1万4,780円	1万1,080円	7,390円	3,690円
平成20年度	1万4,890円	1万1,170円	7,440円	3,720円
平成21年度	1万4,970円	1万1,220円	7,480円	3,740円
平成22年度	1万5,240円	1万1,420円	7,620円	3,800円
平成23年度	1万5,020円	1万1,260円	7,510円	3,750円
平成24年度	1万4,980円	1万1,230円	7,490円	3,740円
平成22年度分以前の保険料に加算額が上乗せされています。				

申込み・問合せ先 付加年金・追納 ⇒ 帯広年金事務所 ☎0155 (25) 8113
国民年金基金 ⇒ 北海道国民年金基金 ☎0120 (65) 4192

申請・問合せ先 役場住民課戸籍年金係 ☎(574) 2213

投票日の午後8時15分から豊頃町える夢館はるにれホールで行います。この参観人は先着50人までです。

開票は即日行います

投票所は次のとおりです

入場券をお確かめのうえ、投票所にお越しください

投票区	投票所	区域	投票時間
1	豊頃町える夢館	茂岩一区、茂岩二区、茂岩三区、茂岩四区、茂岩五区、茂岩六区、牛首別区、茂岩南区、下農野牛区、農野牛区、礼作別区、旅来区	7:00 ～ 19:00
2	二宮構造改善センター	二宮東区、二宮中央区、二宮西区、湧洞区	
3	統内生活センター	統内区、二里塚区、平和区	
4	十弗農業センター	十弗町内区、礼文内区、十弗西区の一部	
5	豊頃地域コミュニティセンター	豊頃一区、豊頃二区、豊頃三区、上幌岡区、下幌岡区、豊頃区	
6	中央区コミュニティセンター	中央一区、中央二区、中央三区、十弗西区の一部	
7	大津地域コミュニティセンター	大津一区、大津二区、大津三区、長節区	